

○平成24年総務省告示第471号（周波数割当計画）の一部を改正する告示 新旧対照表

| 改正案 | | | | | 現行 | | | | |
|---|-------------------|----------|-------------------------|---|---|-------------------|----------|-------------------------|---|
| 第1 総則（略） 第2 周波数割当表 1～7（略） 第1表（略） 第2表 27.5MHz—10000MHz | | | | | 第1 総則（略） 第2 周波数割当表 1～7（略） 第1表（略） 第2表 27.5MHz—10000MHz | | | | |
| (略) | 国内分配(MHz)(4) | | 無線局の目的(5) | 周波数の使用に関する条件(6) | (略) | 国内分配(MHz)(4) | | 無線局の目的(5) | 周波数の使用に関する条件(6) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | 72.215-72.74 5 | 固定 移動 | 公共業務用 一般業務用 | | (略) | 72.215-72.78 5 | 固定 移動 | 公共業務用 一般業務用 | |
| (略) | 72.745-72.87 5 | 移動 | 小電力業務用 | ラジコン用発振器用とし、割当ては別表8-1による。 | (略) | 72.785-72.87 5 | 移動 | 小電力業務用 | ラジコン用発振器用とし、割当ては別表8-1による。 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | 142-144 J51 | 移動 | 小電力業務用 | 人・動物検知通報システム用とし、割当ては別表9-13による。 | (略) | 142-144 J51 | 移動 | 小電力業務用 | 動物検知通報システム用とし、割当ては別表9-13による。 |
| | | 陸上移動 | 公共業務用 放送事業用 一般業務用 | 二周波方式による使用は、146-148MHz帯と対とする。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による使用は、平成28年5月31日までに限る。 | | | 陸上移動 | 公共業務用 放送事業用 一般業務用 | 二周波方式による使用は、146-148MHz帯と対とする。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による使用は、平成28年5月31日までに限る。 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | 146-148 J51 | 移動 | 小電力業務用 | 人・動物検知通報システム用とし、割当ては別表9-13による。 | (略) | 146-148 J51 | | | |
| (略) | | 陸上移動 | 公共業務用 放送事業用 一般業務用 | 二周波方式による使用は、142-144MHz帯と対とする。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による | (略) | | 陸上移動 | 公共業務用 放送事業用 一般業務用 | 二周波方式による使用は、142-144MHz帯と対とする。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による |

| (略) | (略) | (略) | (略) | 使用は、平成 28 年 5 月 31 日までに限る。 |
|-----|-------------------------|---------------------|---------------------------------|---|
| (略) | 2483.5-2500 J37 J144 | 移動 | 公共業務用 小電力業務用 <u>一般業務用</u> | <u>公共業務用のうち、道路交通情報通信(VICS)用への割当ては、2499.7MHz に限る。</u> <u>小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表 8-5 による。</u> |
| | | 移動衛星(宇宙から地球) | 電気通信業務用 公共業務用 | |
| | | 無線測位衛星(宇宙から地球) J143 | 公共業務用 一般業務用 | |
| | | 無線標定 | 公共業務用 | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

| (略) | (略) | (略) | (略) | 使用は、平成 28 年 5 月 31 日までに限る。 |
|-----|-------------------------|---------------------|------------------|---|
| (略) | 2483.5-2500 J37 J144 | 移動 | 公共業務用 小電力業務用 | <u>公共業務用での使用は道路交通情報通信(VICS)用とし、割当ては 2499.7MHz に限る。</u> <u>小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表 8-5 による。</u> |
| | | 移動衛星(宇宙から地球) | 電気通信業務用 公共業務用 | |
| | | 無線測位衛星(宇宙から地球) J143 | 公共業務用 一般業務用 | |
| | | 無線標定 | 公共業務用 | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

第 3 表 (略)

第 3 表 (略)

別表 1—1～別表 7—7 (略)

別表 1—1～別表 7—7 (略)

別表 8—1 ラジコン用発振器及びラジオマイクの周波数表

別表 8—1 ラジコン用発振器及びラジオマイクの周波数表

1 ラジコン用 発振器 及びラジオマイクの周波数表

1 ラジコン用 発信器 及びラジオマイクの周波数表

(略)

(略)

2 ラジコン用発振器の周波数表

2 ラジコン用発振器の周波数表

| |
|---|
| 40.61MHz 40.63MHz 40.65MHz 40.67MHz 40.69MHz 40.71MHz 40.73MHz 40.75MHz |
| 40.77MHz 40.79MHz 40.81MHz 40.83MHz 40.85MHz |
| 72.13MHz 72.15MHz 72.17MHz 72.19MHz 72.21MHz <u>72.75MHz 72.76MHz 72.77MHz</u> |
| 72.79MHz 72.81MHz 72.83MHz 72.85MHz 72.87MHz 73.22MHz 73.23MHz 73.24MHz |
| <u>73.25 MHz</u> 73.26MHz 73.27MHz 73.28MHz 73.29MHz 73.30MHz 73.31MHz 73.32MHz |

| |
|---|
| 40.61MHz 40.63MHz 40.65MHz 40.67MHz 40.69MHz 40.71MHz 40.73MHz 40.75MHz |
| 40.77MHz 40.79MHz 40.81MHz 40.83MHz 40.85MHz |
| 72.13MHz 72.15MHz 72.17MHz 72.19MHz 72.21MHz 72.79MHz 72.81MHz 72.83MHz |
| 72.85MHz 72.87MHz 73.22MHz 73.23MHz 73.24MHz 73.26MHz 73.27MHz 73.28MHz |
| 73.29MHz 73.30MHz 73.31MHz 73.32MHz |

別表 8—2～別表 8—10 (略)

別表 9—1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

| (略) | | (略) |
|--------------------------|---|--|
| 400MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備 | 占有周波数帯幅が <u>5.8kHz 以下の無線設備</u> | <u>426.028125MHz 以上 426.134375MHz 以下の周波数であって、</u> <u>426.028125MHz 及び 426.028125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの</u> <u>429.178125MHz 以上 429.734375MHz 以下の周波数であって、</u> <u>429.178125MHz 及び 429.178125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの</u> <u>429.815625MHz 以上 429.921875MHz 以下の周波数であって、</u> <u>429.815625MHz 及び 429.815625MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19.9MHz を加えたもの。この場合において、</u> <u>429.921875MHz 及び 449.821875MHz は周波数制御用チャンネルとする。</u> <u>449.840625MHz 以上 449.884375MHz 以下の周波数であって、</u> <u>449.840625MHz 及び 449.840625MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 19.6MHz を加えたもの。この場合において、</u> <u>449.884375MHz 及び 469.484375MHz は周波数制御用チャンネルとする。</u> |
| | 占有周波数帯幅が <u>5.8kHz を超え</u> <u>8.5kHz 以下の無線設備</u> | <u>426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数であって、426.025MHz 及び 426.025MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの</u> <u>429.175MHz 以上 429.7375MHz 以下の周波数であって、429.175MHz 及び 429.175MHz に 12.5kHz の自然数</u> |

別表 8—2～別表 8—10 (略)

別表 9—1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

| (略) | | (略) |
|--------------------------|--------------------------------|---|
| 400MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備 | 占有周波数帯幅が <u>8.5kHz 以下の無線設備</u> | <u>426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数であって、426.025MHz 及び 426.025MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの</u> <u>429.175MHz 以上 429.7375MHz 以下の周波数であって、429.175MHz 及び 429.175MHz に 12.5kHz の自然数</u> |

| | | |
|--------------------------|-------------------------------|---|
| | | <p>倍を加えたもの</p> <p>429.8125MHz以上429.925MHz以下の周波数であって、429.8125MHz及び429.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.9MHzを加えたもの。この場合において、429.925MHz及び449.825MHzは周波数制御用チャンネルとする。</p> <p>449.8375MHz以上449.8875MHz以下の周波数であって、449.8375MHz及び449.8375MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.6MHzを加えたもの。この場合において、449.8875MHz及び469.4875MHzは周波数制御用チャンネルとする。</p> |
| | 占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備 | <p>426.0375MHz 426.0625MHz</p> <p>426.0875MHz 426.1125MHz</p> |
| (略) | (略) | (略) |
| 1200MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備 | 占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備 | <p>1216.00625MHz以上1216.99375MHz以下の周波数であって、1216.00625MHz及び1216.00625MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。この場合において、1216.00625MHz、1216.01875MHz、1216.50625MHz、1216.51875MHz、1252.00625MHz、1252.01875MHz、1252.50625MHz及び1252.51875MHzは、周波数制御用チャンネルとする。</p> |
| | 占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備 | <p>1216.0125MHz以上1216.9875MHz以下の周波数であって、1216.0125MHz及び1216.0125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。</p> |

| | | |
|--------------------------|-------------------------------|---|
| | | <p>倍を加えたもの</p> <p>429.8125MHz以上429.925MHz以下の周波数であって、429.8125MHz及び429.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に19.9MHzを加えたもの。ただし、429.925MHz及び449.825MHzは周波数制御用チャンネルとする。</p> <p>449.8375MHz以上449.8875MHz以下の周波数であって、449.8375MHz及び449.8375MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に19.6MHzを加えたもの。ただし、449.8875MHz及び469.4875MHzは周波数制御用チャンネルとする。</p> |
| | 占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備 | <p>426.0375MHz 426.0625MHz</p> <p>426.0875MHz 426.1125MHz</p> |
| (略) | (略) | (略) |
| 1200MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備 | | |
| | 占有周波数帯幅が16kHz以下の無線設備 | <p>1216.0125MHz以上1216.9875MHz以下の周波数であって、1216.0125MHz及び1216.0125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に36MHzを加</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | | <u>この場合において、1216.0125MHz、1216.5125MHz、1252.0125MHz 及び 1252.5125MHz は周波数制御用チャネルとする。</u> |
| | <u>占有周波数帯幅が 16kHz を超え 32kHz 以下の無線設備</u> | <u>1216MHz 以上 1217MHz 以下の周波数であって、1216MHz 及び 1216MHz に 50kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 36MHz を加えたもの。</u> <u>この場合において、1216MHz 及び 1252MHz は周波数制御用チャネルとする。</u> |

別表 9-2～別表 9-7 (略)

別表 9-8 無線電話(ラジオマイクに使用するものを除く。)用特定小電力無線局の周波数表

| | |
|---|---|
| <u>占有周波数帯幅が 5.8kHz 以下の無線設備</u> | <u>421.578125MHz 以上 421.803125MHz 以下の周波数であって、421.578125MHz 及び 421.578125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 18.45MHz を加えたもの。この場合において、421.796875MHz、421.803125MHz、440.246875MHz 及び 440.253125MHz は周波数制御用チャネルとする。</u> |
| | <u>421.809375MHz 以上 421.909375MHz 以下の周波数であって、421.809375MHz 及び 421.809375MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 18.45MHz を加えたもの</u> |
| | <u>422.053125MHz 以上 422.190625MHz 以下の周波数であって、422.053125MHz 及び 422.053125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの。この場合において、422.184375MHz 及び 422.190625MHz は周波数制御用チャネルとする。</u> |
| | <u>422.196875MHz 以上 422.296875MHz 以下の周波数であって、422.196875MHz 及び 422.196875MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの</u> |
| <u>占有周波数帯幅が 5.8kHz を超え 8.5kHz 以下の無線設備</u> | <u>421.575MHz 以上 421.8MHz 以下の周波数であって、421.575MHz 及び 421.575MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 18.45MHz を加えたもの。この場合において、421.8MHz 及び 440.25MHz は周波数制御用チャネルとする。</u> |
| | <u>421.8125MHz 以上 421.9125MHz 以下の周波数であって、421.8125MHz 及び 421.8125MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 18.45MHz を加えたもの</u> |
| | <u>422.05MHz 以上 422.1875MHz 以下の周波数であって、</u> |

| | | |
|--|-------------------------------|--|
| | | <u>えたもの。ただし、1216.0125MHz、1216.5125MHz、1252.0125MHz 及び 1252.5125MHz は周波数制御用チャネルとする。</u> |
| | <u>占有周波数帯幅が 32kHz 以下の無線設備</u> | <u>1216MHz 以上 1217MHz 以下の周波数であって、1216MHz 及び 1216MHz に 50kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に 36MHz を加えたもの。ただし、1216MHz 及び 1252MHz は周波数制御用チャネルとする。</u> |

別表 9-2～別表 9-7 (略)

別表 9-8 無線電話(ラジオマイクに使用するものを除く。)用特定小電力無線局の周波数表

| |
|---|
| <u>422.2MHz 以上 422.3MHz 以下の周波数であって、422.2MHz 及び 422.2MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの。</u> |
| <u>421.8125MHz 以上 421.9125MHz 以下の周波数であって、421.8125MHz 及び 421.8125MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの、並びに 440.2625MHz 以上 440.3625MHz 以下の周波数であって、440.2625MHz 及び 440.2625MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの。</u> |
| <u>422.05MHz 以上 422.1875MHz 以下の周波数であって、422.05MHz 及び 422.05MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの。ただし、422.1875MHz は周波数制御用チャ</u> |

| | |
|--|--|
| | 422.05MHz 及び 422.05MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの。 <u>この場合において、422.1875MHz は周波数制御用チャンネルとする。</u> |
| | 422.2MHz 以上 422.3MHz 以下の周波数であって、422.2MHz 及び 422.2MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの |

413.7MHz 以上 414.14375MHz 以下の周波数であって、413.7MHz 及び 413.7MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの並びに 454.05MHz 以上 454.19375MHz 以下の周波数であって、454.05MHz 及び 454.05MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの

別表 9—9～別表 9—12 (略)

別表 9—13 人・動物検知通報システム用特定小電力無線局の周波数表

| | |
|---|---|
| <u>占有周波数帯幅が 5.8kHz 以下の無線設備</u> | <u>142.934375MHz 以上 142.984375MHz 以下の周波数であって、142.934375MHz 及び 142.934375MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 4MHz を加えたもの</u> |
| <u>占有周波数帯幅が 5.8kHz を超え 11.6kHz 以下の無線設備</u> | <u>142.9375MHz 以上 142.98125MHz 以下の周波数であって、142.9375MHz 及び 142.9375MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 4MHz を加えたもの</u> |
| <u>占有周波数帯幅が 11.6kHz を超え 17.4kHz 以下の無線設備</u> | <u>142.940625MHz 以上 142.978125MHz 以下の周波数であって、142.940625MHz 及び 142.940625MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの</u> |

別表 10—1～別表 11—3 (略)

| | |
|--|--|
| | ネルとする。 421.575MHz 以上 421.8MHz 以下の周波数であって、421.575MHz 及び 421.575MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの、並びに 440.025MHz 以上 440.25MHz 以下の周波数であって、440.025MHz 及び 440.025MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの。 <u>ただし、421.8MHz、440.25MHz は周波数制御用チャンネルとする。</u> |
|--|--|

413.7MHz 以上 414.14375MHz 以下の周波数であって、413.7MHz 及び 413.7MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの、並びに 454.05MHz 以上 454.19375MHz 以下の周波数であって、454.05MHz 及び 454.05MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの。

別表 9—9～別表 9—12 (略)

別表 9—13 動物検知通報システム用特定小電力無線局の周波数表

| |
|--|
| <u>142.94MHz 142.95MHz 142.96MHz 142.97MHz 142.98MHz</u> |
|--|

別表 10—1～別表 11—3 (略)